

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年6月30日

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 グループCEO 渡部 賢一

【最高財務責任者の役職氏名】 CFO 中川 順子

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

#### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

経営者は、当社の財務報告に係る適切な内部統制を構築および維持する責任を負っております。  
財務報告に係る内部統制を構築および維持する際には、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会が公表した「内部統制-統合的枠組み」で示された規準（以下、「COSO規準」）に基づいております。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

グループCEOおよびCFOを含む経営者は、COSO規準に基づき、1934年証券取引所法規則13a-15(f)と15d-15(f)で定義される当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価しています。  
基準日は、平成23年3月31日であります。

#### 3 【評価結果に関する事項】

経営者は、平成23年3月31日における当社の財務報告に係る内部統制は有効であるとの結論を下しました。

#### 4 【付記事項】

当社が採用しております米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準と、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準との主要な相違点は次のとおりであります。

- ・ 米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は連結財務諸表を前提としています。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる財務報告は、連結財務諸表を含む財務諸表および財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等と規定されています。
- ・ 米国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲には親会社およびその連結子会社等が含まれます。わが国の基準においては、財務報告に係る内部統制の対象となる事業体の範囲は、親会社、その連結対象となる子会社等および持分法適用となる関連会社と規定されています。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。